

令和 7 年度

森町特定環境保全公共下水道赤井川  
枝線管渠新設工事（第1工区）

特 記 仕 様 書

北 海 道 森 町

# 仕 様 書

本工事は、北海道建設部監修による「土木工事共通仕様書」と（財）下水道新技術推進機構発行の「下水道土木工事必携（案）」及び「特記仕様書」を適用する。

# 総 則

---

- ・ 本工事は、北海道建設部監修による「土木工事共通仕様書」と（財）下水道新技術推進機構発行の「下水道土木工事必携（案）」を適用する。（各最新版）
- ・ 本工事は、設計書、設計図、契約総則、工事施工規定及び契約書によって施行しなければならない。又、これらに明記されていない場合でも工事の施工上当然必要な事項は、工事監督員の指示に従って、受注者の責任により施工するものとする。
- ・ 設計内訳書、設計図及び仕様書において、施工上明瞭でない箇所又は疑義を生じた場合は、工事監督員の指示するところによる。
- ・ 本工事の提出書類は別紙「提出書類確認一覧表（参考資料）」による。
- ・ 本工事の写真提出は別紙「提出写真確認一覧表（参考資料）」による。

# 一 般 事 項

---

1. 本設計図書中に明示した記載事項における疑義については、事前に監督員と打ち合わせのこと。
2. 各特記仕様については別紙のとおりである。
3. 工事の施工にあたり労働災害及び交通事故の防止に努めるものとする。

特 記 仕 様 書

---

# 月単位の週休2日工事【現場閉所】の実施について

1. 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。
2. 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めること。
3. 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。

対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
5. 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間の現場閉所が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。
6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
  - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

2) 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

9. 現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる。市場単価方式についても、現場の閉所状況に応じて補正係数を乗じるものとする。ただし、土木工事標準積算基準書（共通編）第VI編第II章市場単価に掲載されている工種のみ補正対象とする。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

1) 現場の閉所状況

上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合。

2) 補正方法

当初予定価格から月単位における4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

【補正係数】

4週8休以上（月単位）

・ 労務費	1. 0 4
・ 機械経費（賃料）	1. 0 2
・ 共通仮設費率	1. 0 3
・ 現場管理費率	1. 0 5

4週8休以上（通期）

・ 労務費	1. 0 2
・ 機械経費（賃料）	1. 0 2
・ 共通仮設費率	1. 0 2
・ 現場管理費率	1. 0 3

市場単価方式の週休2日補正係数は、下記ホームページによる

[URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html)

10. 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

## 工 程 ・ 用 地 関 係

---

- ・現場着手は、汚水柵設置箇所の確認をするため、施工業者が測量を行い、設置予定箇所に赤でマーキングし、確認終了後に着手すること。
- ・施工箇所に設置してある用地境界杭・ピン等は、引き抜きや損傷をあたえないように施工すること。測量を実施した段階で、近接・支障となる場合は、監督員に報告し、指示を受けること。これを怠ったことにより境界杭等の紛失や損害に係る補償費用、測量費用等のすべては受注者の責任によるものとする。
- ・現場着手前（舗装切断前）に測量が終了した段階で、監督員に報告すること。報告があり次第、建設課と監督員で用地境界杭・ピン等がないか確認するので、確認終了後に現場着手すること。
- ・舗装復旧前（舗装撤去終了後）に、道路管理者の路盤検査を受けるため、工程を監督員に報告し、路盤検査終了後に舗装復旧を行うこと。
- ・汚水柵、マンホール設置箇所について、オフセット（3点）をとり出来型図に必ず明示すること。
- ・飲食店・商店等前の施工は、定休日に施工する等十分配慮すること。
- ・本工事区間に施工時間の制限条件があるため、別途協議する。

## 下水道工事に伴う注意事項について

・下水道事業は、管渠工事終了後には受益者負担金の賦課、排水設備設置の義務等住民の方の協力なくしては成り立たない事業であるので、工事中は極力迷惑をかけないよう細心の配慮をして施工すること。

・工事中は下記の点に注意し施工すること。

①工事施工は原則午前8時から午後5時までとし、遅くとも午後6時には後片付けまで終了すること。作業の進捗により終了時間が遅くなる場合は必ず監督員に報告し、指示を受けること。

②工事施工前に、付近住民の方に細心の配慮をして必ず周知すること。

③施工工程は余裕を持って計画し、安全管理に万全を期すこと。

④契約工期は、余裕を持って設定しているため、土・日曜日、祝日の施工は極力行わないこと。また、どうしても施工する場合は前日の午前中までに休日施工願いを提出し、監督員の承諾を得ること。

⑤朝礼等でこのことを工事従事者全員に周知し、共通認識の元適切に施工すること。

# 酸素欠乏・硫化水素等有毒ガスによる事故防止について

## 1. 現場体制

(1) 既設マンホール内（管路含む）で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(2) 施工計画書に、酸素欠乏危険作業主任者届を添付すること。（第2種酸素欠乏作業主任者技能修了証の写しを添付のこと。）

## 2. 安全教育

(1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

(2) 受注者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

## 3. 労働災害防止

(1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

(2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用防護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録・保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

(3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

(4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

## 4. その他

受注者は、作業にあたって、下水道施設の付近では絶対に裸火を使用しないこと。

# 公害対策について

---

## 1. 騒音・振動対策

- ・「低騒音・低振動型建設機械指定事項」に基づき指定されている建設機械を使用すること。
- ・本工事の施工にあたっては、騒音・振動の測定を行う場合があり、測定方法等について監督員と協議する。
- ・本工事の施工については通常の施工法によるものとするが、万一公害が生じたり、また生じる恐れがある場合は、別途協議する。
- ・本工事区間は、住宅地等が近接しているため、特に施工に際しては、騒音・振動等の公害防止策は通常より十分な配慮をすること。

## 2. 環境保全対策

- ・本工事に伴い、周辺地盤の変状を監視するものとし、変化が生じた場合には速やかに監督員へ報告する。
- なお、測定箇所・方法については監督員と協議する。
- ・排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

## 排出ガス対策型建設機械について

- ・ 排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
- ・ 施工計画書に排対か非排対かを明記することとする。
- ・ 写真撮影により確認出来るようにする。

## 工事支障物件について

- ・ 本工事区間内において水道管・道路縦断排水管及びN T Tケーブル等が埋設されている。  
施工に当たっては、損傷を与えないよう企業管理者の立会を求めて入念に施工すること。
- ・ 現場着手前に、N T Tと確認した地下埋設物確認書を提出すること。
- ・ 本工事区間内に支障物件はないが、試掘調査等において支障がでた場合は、監督員と協議する。

# 交通管理について

- ・ 工事現場には、交通誘導員を配置し、交通事故防止、労働事故防止には万全を期すものとする。
- ・ 本工事区間は、道道歩道部を施工するため、一般車両の円滑な交通管理を行うものとする。
- ・ 本工事区間は、飲食店前等を施工するので、交通事故防止・歩行者の安全に万全を期すものとする。
- ・ 本工事において、交通誘導員は下記のとおり配置するものとする。なお、保全施設については、参考図書等を参照すること。

工種	配置場所	交通誘導員数	配置時間	配置日数	備考
全工種	作業場所の起終点	2人/日	作業開始から作業終了まで	12	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者1名以上

## 交通誘導員の資格について

- 1 本工事は、公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場であるため、交通誘導員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資 格	確 認 資 料
交通誘導警備業務に係る1級又は2級 検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は2級 検定合格証明書（写し）

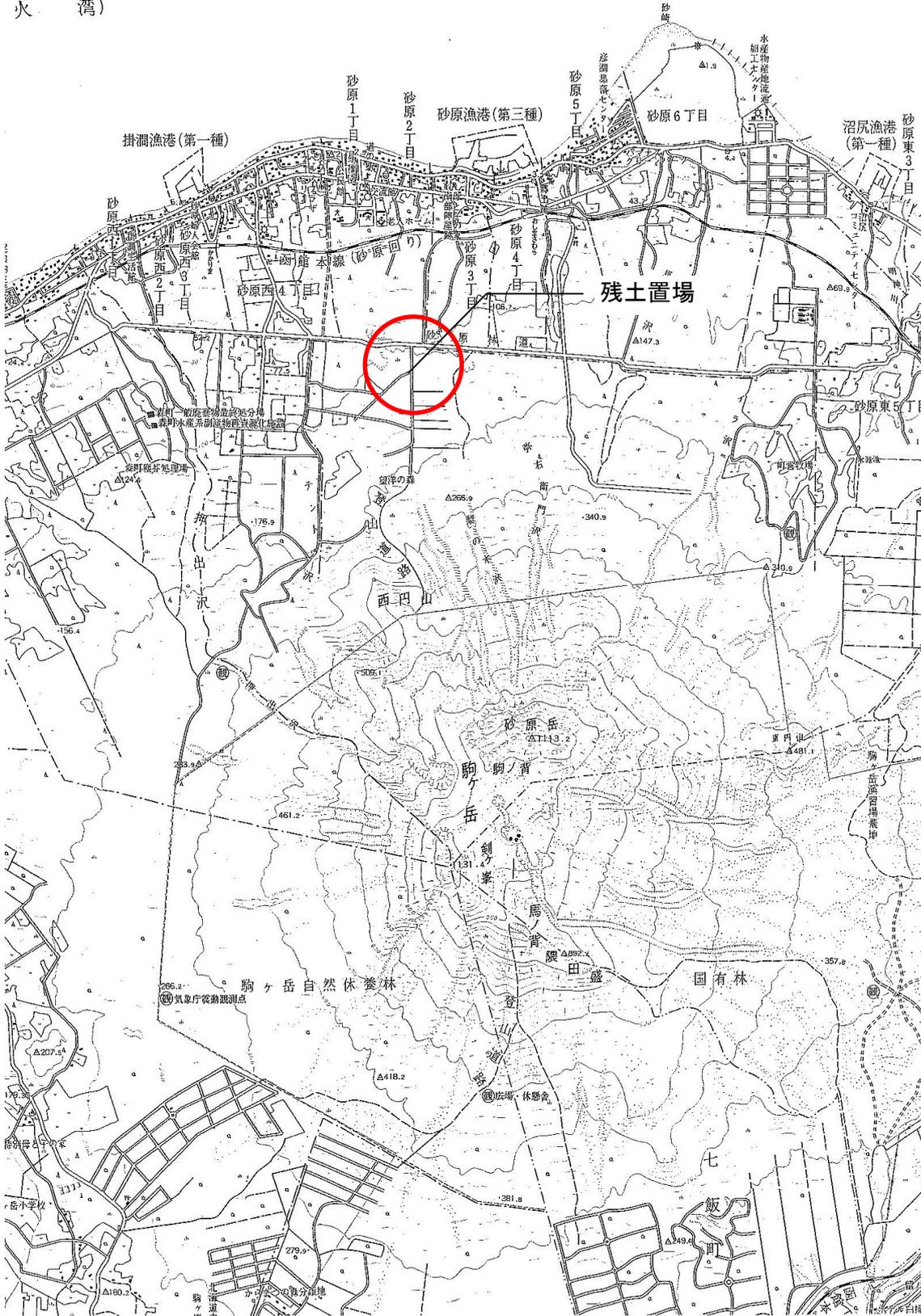
- 2 交通誘導員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。
- 3 交通誘導員としての資格等を確認できる資料を施工計画書に添付すること。
- 4 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

# 土 工 に つ い て

- ・ 残土置場は、砂原町有地とする。
- ・ 残土処理に先立ち地形を実測し、又は量の確認が出来る資料（写真を含む）を提出すること。
- ・ 残土置場の敷均し方法については、監督員の指示を受け、15t級ブルドーザーを使用する。
- ・ 残土処理後の整理については、監督員に通知し、その保全又は必要に応じて措置等を行うこと。
- ・ 発生する残土については、良質土は現場埋戻し土として流用するものとし、不良土は残土置場へ搬入する。
- ・ 埋戻しについて、液状化対策のため締固密度を路体90%以上、路床・路盤95%以上とすること。
- ・ 埋戻しに使用する流用土は監督員の指示するポイントで試験を行い、成績試験書を監督員に提出し、承諾を受けて使用すること。
- ・ 路体、路床、下層路盤の現場密度試験については、監督員の指示するポイント（3地点）で必ず実施すること。

# 残土置場指定位置図

浦火 湾)



## 北海道循環資源利用促進税について

---

- ・当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という。）が課税されるので適正に処理すること。
- ・当該工事では循環税相当額を見込んでいないが、適切な工程管理において産業廃棄物が最終処分場または中間処理場に搬入されて、循環税相当額が必要となる場合は、別途協議する。

# 仮 設 工 に つ い て

- ・ 本開削工事における仮設物は任意とする。仮設方法は、施工計画書に記載し、監督員の承認を得ること。（図面の建込簡易土留及び軽量鋼矢板は参考図とする。）
- ・ 施工計画書に仮設物の応力計算書を添付すること。
- ・ 機材の引抜きは、締固め厚さごとに引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分行い、監督員の検査を受けるか又は写真確認ができるよう管理しなければならない。
- ・ 建込作業中、バックホウの打撃による建込作業は行ってはならない。



## アスファルトについて

- ・ 合材の標準配合は、下記のとおりである。

合 材 名	再生合材混合率 (%)	摘 要
細 粒 度 ア ス コ ン ( 歩 道 用 )	50%	2.15 ( t / m <sup>3</sup> )
アスファルト安定処理 (車道用)	50%	2.30 ( t / m <sup>3</sup> )
粗 粒 度 ア ス コ ン ( 車 道 用 )	50%	2.35 ( t / m <sup>3</sup> )
密 粒 度 ア ス コ ン ( 車 道 用 )	50%	2.35 ( t / m <sup>3</sup> )
密粒度ギャップアスコン (車道用)	50%	2.35 ( t / m <sup>3</sup> )
細粒度ギャップアスコン (車道用)	50%	2.30 ( t / m <sup>3</sup> )

# アスファルト（密粒度アスコン13F）舗装について

1. 密粒度アスコン（13F）及び再生密粒度アスコン（13F）の配合設計にあたっては、下記事項及び北海道建設部土木工事共通仕様書、プラント再生舗装技術指針の規定によるものとする。なお、下記事項と北海道建設部土木工事共通仕様書の記載内容に相違がある場合は、本特記仕様書を優先するものとする。
2. 対象混合物は、密粒度アスコン（13F）及び再生密粒度アスコン（13F）（再生骨材混合率20～50%）とする。
3. 密粒度アスコン（13F）、再生密粒度アスコン（13F）は、下記の粒度範囲と目標粒度を標準とする。

表ー1 密粒度アスコン13F、再生密粒度アスコン13Fの粒度範囲

フルイ目		密粒度アスコン13F・再生密粒度アスコン13F	
		粒度範囲	目標粒度
通過重量百分率	19 mm	100	
	13.2 mm	95 ~ 100	97.5
	4.75 mm	52 ~ 72	62
	2.36 mm	40 ~ 60	50
	600 μm	25 ~ 45	35
	300 μm	16 ~ 33	24
	150 μm	8 ~ 21	14.5
	75 μm	6 ~ 11	8.5
設計アスファルト量		共通範囲の中央値 (概ね5.0～7.0%程度を目標)	
		1.7程度 (再生混合物の場合はF/A値にこだわらない)	
F/A			

設計するアスファルト量は、全ての基準値を満足するアスファルト量の範囲（共通範囲）の中央値とし、概ね5.0～7.0%を目標とするが、5.0%未満となる場合には、積雪寒冷地における耐久性確保の観点から、再検討を行うこと。

4. 仕様書及び関連図書類に記載されていない事項については、工事監督員と協議するものとする。

# アスファルト（密粒度アスコン13F）舗装の 冬期（11月1日以降）の取扱について

---

- ・密粒度アスコンの使用については原則10月31日までとし、冬期に係る設計変更の取扱については以下のとおりである。

## 「設計変更」

~~ケース1（施工工程上、10月31日までに施工完了予定となる工事の記載例）~~

~~○附帯工の内、車道表層舗装の密粒度アスコンは施工工程上、10月31日までの施工を予定しているが、11月1日以降の施工となる場合は、別途協議するものとする。~~

ケース2（施工工程上、11月1日以降の施工完了予定となる工事の記載例）

○附帯工の内、車道表層舗装の細粒度アスコン（または細粒度ギャップアスコン）は施工工程上、11月1日以降の施工を予定しているが、10月31日以前の施工となる場合は、別途協議するものとする。

# 建設リサイクル法に係る対象建設工事について

1 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊）は、次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

## I アスファルト塊

- (1) 処分場所 : 函館建設管理部管内（受入可能な施設のうち積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）
- (2) 運搬距離 : 片道運搬距離40km以内
- (3) 処理方法 : 再資源化 ・ 最終処分
- (4) 受入条件 : 特になし

## II コンクリート塊

- ~~(1) 処分場所 : 函館建設管理部管内（受入可能な施設のうち積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）~~
- ~~(2) 運搬距離 : 片道運搬距離——km以内~~
- ~~(3) 処理方法 : 再資源化 — 最終処分~~
- ~~(4) 受入条件 : 特になし~~

3 当該工事受注後速やかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の必要事項を記載し工事監督員に提出すること。

また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成後工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。

# 現場環境改善について

- 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
- 現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。
  - 次の〔別表〕より、実施する項目を選択する。
  - 実施内容は、仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携のうち5項目を基本とし、具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

〔別 表〕

計 上 費 目	実施する項目（率計上分）
仮 設 備 関 係	1. 用水・電力等の供給設備の充実 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営 繕 関 係	1. 現場事務所・監督員詰所の快適化 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）の快適化 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安 全 関 係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑・防寒対策
地 域 連 携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費含む） 9. 社会貢献

- 工事完成時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

## 産業廃棄物処理について

- ・ 工事に伴う、産業廃棄物の処理は、産業廃棄物許可施設へ運搬すること。
- ・ マニフェストを必ず使用し、原本を5年間保管すること。また、コピー提出の義務はないが、完成検査時には原本を持参すること。

# そ の 他

## 1. 主任技術者及び監理技術者の設置

- ・建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者）を置かなければならない。
- ・発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し建設業法第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（監理技術者）を置かなければならない。

## 2. 主任技術者及び監理技術者の職務

- ・主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
- ・工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

# 社 内 検 査

---

- 1 受注者は、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所について自主的に社内検査を行い、その結果を工事監督員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、施工計画書の作成時に社内検査員、検査箇所、検査数量等について計画し、工事監督員の確認を得るものとする。
- 3 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者以外の者で受注者があらかじめ指定した職以上にある者を原則とする。
- 4 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、検査の都度報告するものとする。又、工事完成時の社内検査結果は完成通知書と同時に提出することとする。

提出書類確認一覧表 (参考資料)

工事名

森町特定環境保全公共下水道赤井川枝線管渠新設工事 (第1工区)

提出ランク

A

令和

年

月

日現在

分類	書類名	提出時期	提出先	数量	対象工事	提出ランク			備考	確認
①	工事着手届	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C		
①	工事工程表	契約締結から14日以内	監督員経由	2	すべて	A	B	C	労働基準監督署の押印が必要	
①	現場代理人等指定通知書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C	経歴書添付	
①	建退共関係	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B		一部原本・一部複写	
①	労働者災害補償保険料報告書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B			
①	共同企業体編成表	契約後速やかに	監督員経由	2	共同企業体受注時	対象工事のみ				
①	下請人選定通知書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C	注文請書のコピー添付、施工体系図添付	
①	工事カルテ (コリンズ)	契約後10日以内	監督員経由	1	500万円以上	A	B		変更・完成時にも必要	
②	施工体制台帳	都度 (成果品)	監督員	1	200万円以上	対象工事のみ				
②	施工計画書	現場着手前 (成果品)	監督員	1	すべて	A	B		道路使用・消防届出・NTT確認書・汚水料確認書等含む	
②	使用材料承諾届	使用前 (成果品)	監督員	1	すべて	A	B		成績試験表を添付すれば品質管理には添付不要	
①・②	工事施工協議簿	指示・承諾・協議・検査・確認時 (成果品)	監督員	2	すべて	A	B	C	段階確認・立会願い・社内検査結果等含む	
②	安全訓練等実施報告書	成果品 (監督員の請求があった場合は直ちに提示)	監督員	1	すべて	A			B・Cは提示のみ	
②	履行報告書	履行報告書 (毎月)、週間工程表 (毎週)、休日作業願い (都度) (成果品)	監督員	1	すべて	A			履行報告・週間工程表はメール可、共通仕様書 II-1-9	
②	出来形管理図書	成果品	監督員	1	すべて	A	B	C	日本形数量一覧表・出来形管理図書・出来形図等 (A-1、A-2別表、CADデータはCD-Rで提出)	
②	品質管理図書	成果品	監督員	1	すべて	A	B		現場試験・資材試験等	
②	工事写真	成果品	監督員	1	すべて	A	B	C	A・Bは電子データ (CD-ROM) も必ず提出	
②	建設副産物処理簿	成果品	監督員	1	すべて	A	B	C	マニフェストは、原本を完成検査時に持参。残土処理も含む	
②	交通誘導員集計表	成果品	監督員	1	すべて	A	B		伝票は提示のみ	
②	現場環境改善実施報告書	成果品	監督員	1	現場環境改善対象工事	対象工事のみ			実施内容 (金額等) ・写真等	
①	工事完成通知書	工事完成時	監督員経由	2	すべて	A	B	C	完成前・後写真添付する	
③	COBRIS関係	完成後速やかに	監督員	1	100万円以上	A	B	C	計画書は施工計画書に添付、実施書は再資源化等報告書に添付	
①	再資源化等報告書	再資源化完了後速やかに	監督員経由	1	リサイクル法対象工事	A	B		再生資源利用実施書・促進実施書を添付	

※1. 当工事は提出ランクAを適用します。

※2. リストに無いもので特に提出の必要があると判断された場合は、監督員から指示する場合があります。

※3. 分類 ①契約図書 ②成果品 ③その他

提出写真確認一覧表 (参考資料)

工事名 森町特定環境保全公共下水道赤井川枝線管渠新設工事 (第1工区)

提出ランク  
A

区分	工種	撮影項目	撮影頻度(時期)	提出数	提出ランク			備考	確認
着手前及び完成写真	着工前	全景又は代表部分写真	着手前1回(着手前)	1	A	B	C		
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後(完成後)	1	A	B	C		
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の進捗状況	月1回(月末)	適宜	A	B	C		
		施工中の写真	工種、種類毎に1回(施工前後)	適宜	A	B	C		
	仮設	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所毎に1回(施工前後)	代表箇所1	A	B			
	図面との不一致	図面と現地との不一致写真	必要に応じて(発生時)	不要	A	B		工事施工協議簿に添付	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回(設置後)	全景1	A	B			
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回(設置後)						
		監視員交通整理状況	各1回(設置後)						
		安全訓練等実施状況	実施毎に1回(実施中)	不要	A			安全訓練等実施状況報告書に添付	
使用材料	使用材料	形状寸法・使用数量・保管状況	各品目毎に1回(使用前)	不要	A			品質証明に添付	
		品質証明(JISマーク)	各品目毎に1回	品目毎1	A				
		検査実施状況	各品目毎に1回(検査時)	不要	A				
品質管理写真		品質管理写真撮影箇所一覧表参照			A	B			
出来形管理写真		出来形管理写真撮影箇所一覧表参照			A	B			
その他	環境対策、現場環境改善等	各施設設置状況	各種毎1回(設置後)	適宜	A	B			

※1. 当工事は提出ランクAを適用します。

※2. リストに無いもので特に提出の必要があると判断された場合は、監督員から指示する場合があります。

※3. その他(財)下水道新技術推進機構発行の「下水道土木工事必携(案)」2. 下水道土木工事施工管理基準及び規格値(案)のII. 写真管理基準(案)参照のこと。